

以下は、弊社拠点の神戸市技術基準です。御注意ください。

**1 設置位置等**

設置位置等は、政令第29条の2及び条例第41条の3によるほか次によること。

**(1) 建築物の階数**

政令第29条の2第1項第1号の非常コンセント設備を設けなければならない建築物の階数については、建基政令第2条第1項第8号の規定によるものであること。

**(2) 非常コンセントの設置**

非常コンセントの設置位置については、次によること。

- ア 非常コンセントの設置階は、11階以上の階、地盤面からの高さが31mを超える階、地下街及び防火対象物の地階部分で床面積の合計が1,000㎡以上のものとする。
- イ 非常コンセントは、階段室、非常用エレベーターの乗降ロビー、階段室の附室内又は当該部分から5m以内の場所に設置すること。
- ウ 特殊な階層（共同住宅等で、共用廊下部分又は住戸等の出入口が2階層又は3階層ごとに設けられているもの等）で、非常コンセントを階ごとに設けることが適当でないと認められるものにあつては、当該階の各部分から、前イの部分に設ける非常コンセントまでの距離を歩行距離50m以下となるように設けること。

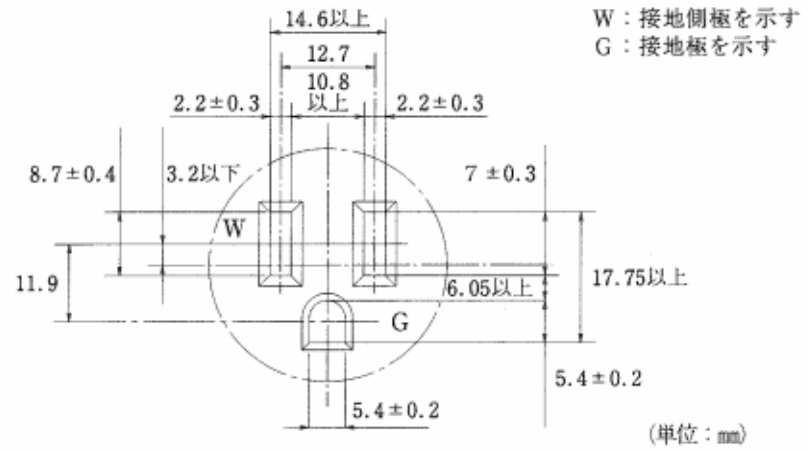
**2 電気の供給容量**

非常コンセントの電気の供給容量については、単相交流100V、15A以上の容量とすること。

**3 非常コンセント**

非常コンセントは、次によること。

- (1) プラグ受けはJIS C 8303の接地形2極コンセントのうち定格が15A、125Vに適合するもので極数及び極配置は、第22-1図によること。
- (2) 保護箱内には、前(1)のプラグ受けを2個設けること。



第22-1図



## 4 接地

前3のプラグ受けの接地極は、電気設備に関する技術基準を定める省令（昭和40年通商産業省令第61号）第18条に定める第三種接地工事（以下「接地」という。）とすること。

## 5 保護箱

保護箱は、次によること。

- (1) 保護箱は、耐火構造の壁等に埋め込むか、又は配電盤及び分電盤の基準（昭和56年12月消防庁告示第10号）第3.1.(2)に準じたものを設けること。ただし、火災の影響を受けるおそれの少ない場所にあつては、この限りでない。
- (2) 大きさは長辺25cm以上、短辺20cm以上とすること。
- (3) 保護箱に用いる材料は、防せい加工を施した厚さ1.6mm以上の鋼製のものとすること。
- (4) 保護箱には、容易に開閉できる扉を設けること。
- (5) 保護箱内には、さし込みプラグの離脱を防止するためのフック（L型又はC型）等を設けること。
- (6) 保護箱には、接地を施すこと。

## 6 電源及び配線

電源及び配線は、次によること。

- (1) 電源からの回路は、主配電盤から専用回路とすること。ただし、他の消防用設備等の回路を接続する場合で、当該回路による障害を受けるおそれがないものにあつては、この限りでない。
- (2) 前(1)の回路には、地絡により電路を遮断する装置を設けないこと。
- (3) 電源の配線用遮断器には、非常コンセントである旨、赤色の文字で表示すること。
- (4) 専用回路の幹線から各階の非常コンセントに分岐する場合は、分岐用の配線用遮断器を保護箱内に設けること。
- (5) 非常コンセントのプラグ受けは、前(4)の配線用遮断器の二次側から送り配線等で施工すること。
- (6) (4)の配線用遮断器は、100V、15A以上の容量とすること。

- (7) 分岐する場合に用いるプルボックス等は、防せい加工を施した厚さ1.6mm以上の鋼製のものを用いること。
- (8) 保護箱内の配線及びプラグ受け等の充電部は、露出しないように設けること。

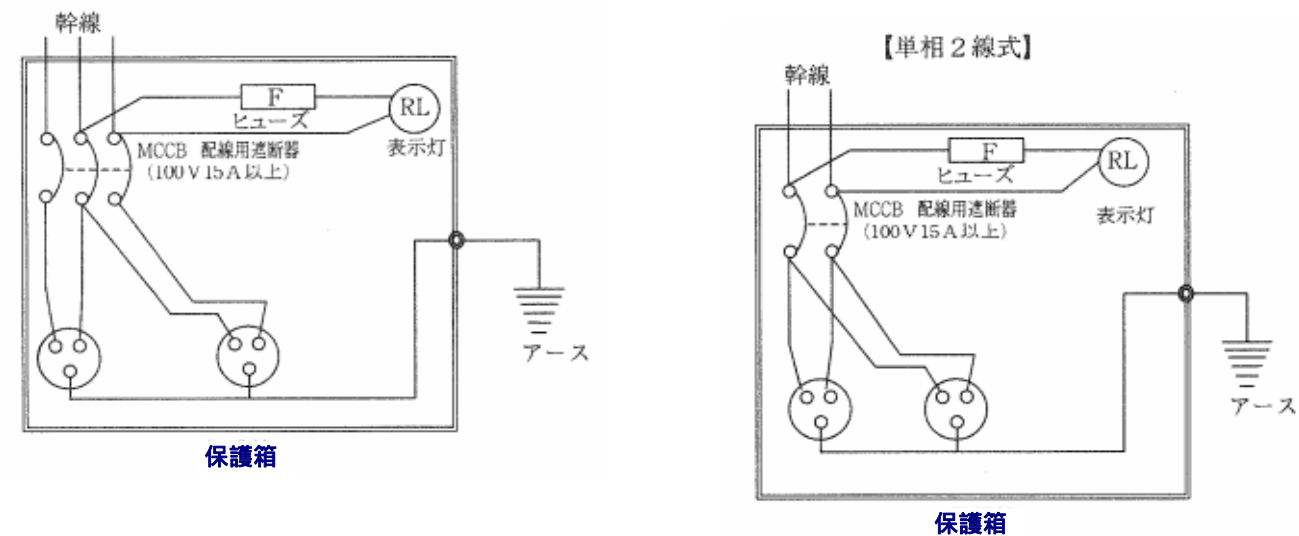
## 7 幹線容量

幹線は、1の回路につき、各階に設ける非常コンセントに100V、15A以上の容量を有効に供給できる電線を用いること（出火階及びその直上、直下階の3階層のコンセントに有効に供給できること（第22-3図））。

また、単相3線式の配線とする。（第22-2図）

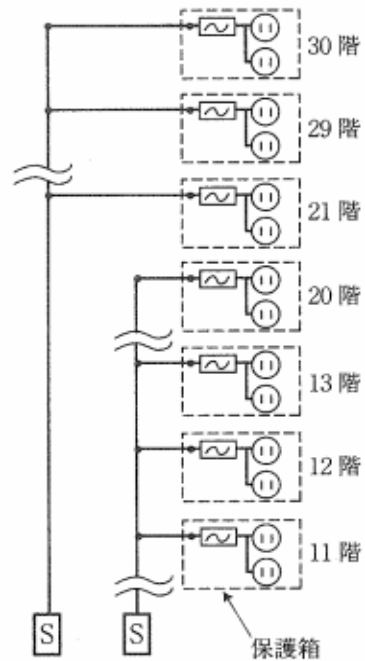
## 8 非常電源回路の配線

省令第31条の2第8号に定める非常電源回路の配線は、第3 非常電源の基準により設けること。



第22-2図 保護箱内の配列図





第22-3図 幹線図

## 【備考】

- 1 S: 幹線の開閉器及び自動遮断機
- ⌋: 分岐開閉器及び自動遮断器
- ⊙: 単相用コンセント
- 2 非常コンセント設備は、単相100V、15A以上
- 3 非常コンセントは、1系統につき10個以下
- 4 分岐開閉器及び自動遮断器は、15Aヒューズ又は配線用遮断器（ブレーカ）
- 5 コンセントの定格は、125V 15A

## 9 表示

標示は、次によること。

- (1) 保護箱の表面に表示する「非常コンセント」の文字の大きさは、1字につき4㎠以上とすること。
- (2) 保護箱の上部に設ける赤色の灯火は、第2 屋内消火栓設備の基準の赤色の灯火に準ずること。
- (3) 灯火の回路の配線は、第3 非常電源の基準によるほか、6(4)配線用遮断器の一次側から分岐し、当該分岐回路には保護用のヒューズを設けること。(第22-2図)

## 10 消火栓箱等と保護箱との接続

非常コンセントの保護箱を消火栓箱等に接続する場合は、次によること。

- (1) 保護箱は、消火栓箱等の上部とすること。
- (2) 消火栓部分、放水口部分及び弱電流電線等と非常コンセントは、不燃材料等で区画すること。
- (3) 消火栓箱部分の扉と保護箱の扉は、別開きができるようにすること。
- (4) 非常コンセント設備の赤色の灯火は、第2 屋内消火栓設備の基準に定める赤色の灯火と兼用することができる。



西日本防災システム

NISHINIHON BOHSAI SYSTEM Co., Ltd

<http://www.nbs119.co.jp/>



弊社top pageへ

